

玩具を含む子供用製品に対する新しい規制が始まります

消費生活用製品安全法が改正されました。

先の国会で消費生活用製品安全法（消安法）の一部を改正する法案が審議され、6月19日に可決、成立しましたので、主な改正内容2点についてお知らせします。

1) 海外の事業者が取引デジタルプラットフォームを利用するなどして国内の輸入事業者を介さず消費者に直接製品を販売する場合、新たに消安法の規制対象となる。

また、海外事業者は国内における責任者（国内管理人）を選任することが必要となる。

2) 玩具を含む子供用製品を製造又は輸入する事業者に対して、国が定める技術基準に適合することや対象年齢・使用上の注意等の警告表示等を行うことが必要となる。

これらの義務を履行している旨の表示（PSCマーク及び警告表示）のない製品は販売できない。

「玩具を含む子供用製品」に対する規制につきまして、規制対象となる子供用製品の範囲、具体的な技術基準、表示方法などの細部については未定であり、今後、経済産業省の審議会で議論の後に、明らかになります。

なお、今般の消安法の改正は6月26日に官報に掲載され、公布されました。この法律は公布後1年半を超えない範囲内で政令で定める日に実施（施行）するとなっていますので、遅くとも2025年12月25日までには新しい規制が始まることになります。

「玩具を含む子供用製品」を取り扱う事業者は、今後の情報にご注目ください。

日本文化用品安全試験所は、1971年（昭和46年）から玩具の安全基準（STマーク）に基づく試験検査に携わっており、玩具安全の新たな法規制につきましても、今後の国での議論をフォローして、事業者の皆様方の試験検査のご依頼に応えられるよう準備を進めてまいります。

今後、規制の詳細が明らかになりましたら、その都度情報をお知らせします。

新たな規制導入による試験検査のご質問などがありましたら、下記にご連絡ください。

【関連情報】

「消費生活用製品安全法等（※）の一部を改正する法律の概要（令和6年法律第67号）」
経済産業省HPより

https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/shouan_kaisei_Japanese.pdf

お問合せ先

一般財団法人 日本文化用品安全試験所（ブンカケン）
東京事業所 営業部 TEL:03(3829)2516
E-Mail:info@m gsl.or.jp
<http://www.mgsl.or.jp/>

